

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		3,123	208,748,312
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		102	2,520,245
債 務 控 除 額		1,676	17,428,202
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		440	1,696,230
課 税 価 格	実	3,146	195,536,585
相 続 税 額	算 出 税 額	3,085	24,285,129
	2 割 加 算 額	215	297,513
	計	3,085	24,582,641
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	106	76,333
	配 偶 者	536	7,424,092
	未 成 年 者	28	8,610
	障 害 者	54	51,389
	相 次 相 続	81	326,108
	外 国 税 額	-	-
	計	779	7,886,531
差 引 税 額	実	2,705	16,696,107
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		38	107,948
小 計		2,698	16,588,159
農 地 等 納 税 猶 予 額		18	185,619
株 式 等 納 税 猶 予 額		5	32,488
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実	2,693
	還 付 税 額	実	26
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,055	86,650,000

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成21年10月31日までの申告(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 16 年分	3,059	187,486,376	22,325,549	7,159,586	2,606	14,398,795	997
平成 17 年分	3,252	199,525,378	24,958,601	8,552,172	2,750	15,680,149	1,061
平成 18 年分	3,149	210,482,891	32,086,939	7,699,692	2,679	23,847,085	1,026
平成 19 年分	3,207	195,238,293	24,369,045	8,163,704	2,769	15,774,480	1,045
平成 20 年分	3,146	195,536,585	24,582,641	7,886,531	2,693	16,441,858	1,055

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
熊本西	309	19,072,145	269	1,863,372	100
熊本東	322	22,346,743	262	1,848,050	112
八代	81	5,389,683	65	422,656	30
人吉	20	950,767	15	34,519	6
玉名	67	2,997,514	56	148,106	24
天草	46	2,643,553	38	212,467	14
山鹿	20	680,465	16	20,257	6
菊池	71	4,167,843	56	271,021	24
宇土	32	2,049,802	30	121,575	12
阿蘇	26	1,669,551	22	115,875	9
熊本県計	994	61,968,066	829	5,057,898	337
大分	295	17,345,528	247	1,134,464	105
別府	171	9,149,930	153	705,627	50
中津	47	2,073,725	36	69,004	16
日田	57	2,942,435	50	169,950	18
佐伯	34	2,473,197	31	123,342	13
臼杵	22	1,163,795	19	90,066	6
竹田	-	-	-	-	-
宇佐	29	3,901,741	27	851,800	11
三重	8	813,893	8	32,955	3
大分県計	663	39,864,244	571	3,177,208	222
宮崎	359	21,448,889	309	1,472,915	122
都城	68	3,858,623	61	324,223	27
延岡	88	5,756,344	73	488,159	29
日南	15	781,728	14	32,760	7
小林	39	3,475,353	33	311,081	15
高鍋	30	1,859,252	26	98,885	10
宮崎県計	599	37,180,189	516	2,728,023	210
鹿児島	584	38,875,532	516	4,124,695	178
川内	32	1,911,957	28	90,089	11
鹿屋	36	2,209,784	32	158,462	14
大島	20	871,511	11	14,094	7
出水	14	752,875	12	56,950	5
指宿	22	866,305	18	23,334	5
種子島	17	986,559	14	46,839	8
知覧	40	2,856,323	34	275,023	13
伊集院	20	1,264,767	17	129,563	8
加治木	79	4,145,287	73	244,933	27
大隅	26	1,783,187	22	314,749	10
鹿児島県計	890	56,524,087	777	5,478,731	286
総計	3,146	195,536,585	2,693	16,441,858	1,055

(注) この表は、「(1) 課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人
		相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	
本 年 分	申 告 額	3,148	195,075,229	2,702	16,569,060	1,055
	修正申告による増差額	60	904,583	93	101,830	45
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	41 △	443,227	48 △	229,032	23
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,146	195,536,585	実 2,693	16,441,858	実 1,055
過 年 分	申 告 額	94	3,814,918	72	201,226	48
	修正申告による増差額	815	10,447,404	1,088	2,060,888	423
	更正による増差額	18	222,031	19	26,277	5
	更正等による減差額	150 △	2,406,114	181 △	545,092	89
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 874	12,078,239	実 1,179	1,743,300	実 467
合 計	申 告 額	3,242	198,890,147	2,774	16,770,286	1,103
	修正申告による増差額	875	11,351,987	1,181	2,162,718	468
	更正による増差額	18	222,031	19	26,277	5
	更正等による減差額	191 △	2,849,341	229 △	774,123	112
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,020	207,614,824	実 3,872	18,185,158	実 1,522

調査対象等 : 「本年分」は平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	9	1,572	21	2,060	-	-
過 年 分	780	129,924	70	19,596	103	195,630
合 計	789	131,496	91	21,656	103	195,630

5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1 億円以下	266	21,865,446	940,957	114,351	310,097	642
1 億円超	511	71,694,579	796,786	681,620	2,649,491	1,730
2 "	164	39,652,314	402,060	322,520	3,246,063	568
3 "	71	26,149,825	123,891	230,135	3,108,375	272
5 "	28	16,516,124	73,500	131,520	2,627,196	118
7 "	9	7,789,910	39,834	148,265	1,526,157	33
10 "	4	5,908,701	138,895	23,002	1,639,780	16
20 "	1	2,235,720	-	-	761,517	5
30 "	1	3,262,610	-	41,227	700,384	6
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,055	195,075,229	2,515,923	1,692,640	16,569,060	3,390

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。)」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1 億円以下	7	55	69	91	44	-	-	-	-	-	-	-
1 億円超	3	32	88	160	146	52	18	8	3	-	1	-
2 "	1	10	23	46	57	18	7	2	-	-	-	-
3 "	-	1	8	21	21	15	2	3	-	-	-	-
5 "	1	-	3	8	7	4	3	-	-	1	-	1
7 "	-	-	1	3	3	2	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	12	98	193	329	280	92	32	13	3	1	1	1

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。)に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	286	5,688,925
	畑（ ” ）	359	7,267,533
	宅地（借地権を含む。）	988	72,653,926
	山林	356	804,971
	その他の土地	312	5,685,184
	計	1,008	92,100,540
家屋、構築物		954	13,298,625
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	112	199,477
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	18	43,802
	売掛金	42	66,759
	その他の財産	82	505,070
	計	176	815,109
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	258	10,915,819
	同上以外の株式及び出資	545	7,363,915
	公債及び社債	266	4,549,714
	投資・貸付信託受益証券	272	4,848,194
	計	742	27,677,642
現金、預貯金等		1,050	45,895,764
家庭用財産		782	426,201
その他の財産	生命保険金等	234	10,008,632
	退職金及び功労金等	128	5,976,060
	立木	146	217,603
	その他の	899	11,846,953
	計	933	28,049,250
合計		1,053	208,263,132
相続時精算課税適用財産価額		82	2,515,923
債務		928	15,083,459
葬式費用		1,027	2,313,007
計		1,046	17,396,466
差引純資産価額		1,055	193,382,589
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		234	1,692,640
課税価格		1,055	195,075,229

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。